

建築士事務所登録事項変更届 記入上の注意事項及び記入例

（建築士事務所登録事項変更届の受付は、（一社）広島県建築士事務所協会で行っています。）

令和7年6月

（一社）広島県建築士事務所協会

建築士法第 23 条の 5 の規定により登録事項に変更が生じた場合は届出なければなりません。

※建築士事務所登録事項変更届及び添付書類は、すべて 1 部提出してください。

商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付が必要な場合は、直近 3 カ月以内に交付された原本を添付してください。

※変更年月日欄は実際に変更が生じた日を記入してください。登記日ではありません。

※押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令（令和 2 年国交省令第 98 号）の施行に伴い、令和 3 年 1 月 1 日より建築士法施行規則で定める様式の一部について、押印・署名が廃止されました。

なお、会社の方針等により署名・押印をされても支障はありません。

※変更届の提出は、変更が生じた日から 1 4 日以内（所属建築士の変更は 3 カ月以内）に提出してください。遅れた場合は始末書を添付してください。

ただし、法人において、商業登記全部事項証明書（履歴事項証明書）の添付が必要な変更について、法務局における商業登記事項の変更手続きの遅れに伴い、変更届の提出が遅れてしまう場合、申立書を添付してください。

（自社の都合により法務局への届出自体が遅れた場合は始末書を添付してください）

※ 変更後 1 4 日以内の届出が必要な項目

1. 建築士事務所の名称の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の建築士事務所の名称を記入してください。

2. 建築士事務所の所在地の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の建築士事務所の所在地を記入してください。

- ・添付書類 建築士事務所の付近見取図

建築士事務所の内部及び外部の写真

内部 — 新事務所の「製図台又は C A D を使用するパソコン」が写った室内写真

外部 — 新事務所のどこに建築士法規定標識を掲示しているのかが分かるもの

建築士法規定標識の記載文字がはっきり見えるように写したもの

※区画整理等により地番が変わった場合は、行政による通知文の写しも添付してください。

4. 法人名称の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の法人名称を記入してください。
- ・添付書類 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの）

4-2. 法人の組織変更（有限会社から株式会社への変更）

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の法人名称を記入してください。
- ・添付書類 定款
商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの）

5. 個人氏名の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の個人氏名を記入してください。
 - ・添付書類 戸籍抄本（直近3ヶ月以内に交付されたもの）
- ※個人が開設者の場合、別個人・法人へ開設者を変更することはできません。
現登録事務所を廃止し、新規で事務所登録申請書を提出してください。

6. 法人の代表者の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の法人の代表者氏名を記入してください。
 - ・添付書類 略歴書
誓約書
商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの）
- ※法人が開設者の場合、別法人、個人へ開設者を変更することはできません。
現登録事務所を廃止し、新規で事務所登録申請書を提出してください。
※代表者の変更と同時に7. 役員の変更の届出も併せて行ってください。

7. 役員の変更

- ・【別添1】役員変更事項一覧に変更前後の役員氏名等を記入してください。
- ・添付書類 【別添1】役員変更事項一覧
誓約書
商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの）

8. 登録申請者の所在地の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の登録申請者の所在地を記入してください。
- ・添付書類 商業登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書・直近3ヶ月以内に交付されたもの）※法人のみ

9. 管理建築士の変更

- ・変更届本票の該当欄に変更前後の管理建築士の氏名を記入し、新任者の建築士資格・登録番号・管理建築士講習を修了した年月日・管理建築士講習修了証番号を記入してください。
- ・添付書類 管理建築士の略歴書
管理建築士の専任に関する誓約書
管理建築士の建築士免許証または免許証明書の写し
管理建築士講習修了証の写し（建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証）

※建築士定期講習修了証、開設者と管理建築士のための建築士事務所の管理研修会受講証明書ではありません。

※管理建築士に就任する日より以前に所属建築士名簿に登録されていない場合や、退任すると同時に所属建築士からも外れる場合は、併せて【別添2】所属建築士変更事項一覧表へ記入し、提出してください。

※ 変更後3ヵ月以内の届出が必要な項目

1. 所属建築士の変更

- ・【別添2】所属建築士変更事項一覧表に変更前後の所属建築士氏名等を記入してください。
- ※氏名の変更が生じた場合、先ず建築士免許の登録事項変更の手続きを行い、変更届を提出してください。建築士免許に関する手続きは建築士会へお問い合わせください。

添付書類早見表

※変更発生日から起算 提出期限	届出内容 書式名称		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
			建築士事務所 登録事項変更届	【別添1】役員 変更事項 一覧表	【別添2】所属建築士 変更事項一覧表	略歴書	誓約書	管理建築士の専任に 関する誓約書	建築士事務所の 付近見取り図	建築士事務所の内部 及び外部の写真	管理建築士の建築士免許証 または免許証明書の写し	管理建築士講習 修了証の写し	定款の写し	(商業登記事項証明書 履歴事項全部証明書)	戸籍抄本
			1部											原本1部	
14日以内	建築士事務所 名称変更	法人	●												
		個人	●												
	建築士事務所の 所在地の変更	法人	●						●	●					
		個人	●						●	●					
	法人名称の変更	法人	●											●	
	※組織変更(有限 会社→株式会社)	法人	●										●	●	
	個人氏名の変更	個人	●												●
	代表者の変更	法人	●			●	●							●	
		個人	事務所登録の廃止後、再度新規登録申請となります。												
	役員の変更	法人のみ	●	●			●							●	
	登録申請者の 所在地の変更	法人	●											●	
		個人	●											※1	
3ヶ月以内	管理建築士の 変更	法人	●			●		●			●	●			
		個人	●			●		●			●	●			
	所属建築士の 変更	法人	●		●										
		個人	●		●										

※1 商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し可

建築士登録事項変更届

令和 7 年 6 月 15 日

記入例

変更が生じた項目のみ記入してください。
※役員変更、所属建築士変更は届出者欄を記入し、【別添1】役員変更事項一覧表、【別添2】所属建築士変更事項一覧表へ記入してください。

名	(法人名) 法人の場合、法人名を記入してください 個人の場合は代表者氏名、法人の場合は代表者役職名・氏名を記入してください
名称	建築士事務所名称を記入してください(事務所名称を変更した場合は、新しい名称を記入してください)
号	広島県知事登録 25 (1) 第 0000 号
日	☐ 平成・ ☒ 令和 7 年 4 月 1 日

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、建築士法第23条の5第1項 建築士法第23条の5第2項 の規定により届け出ます。

届出変更事項		変更内容		変更年月日	
建築士事務所	名 称	変更前	広島県登録設計株式会社建築設計事務所		令和 7 年
		変更後	(フリガナ) ヒロシマケントウロクセツケイ(カ) イッキュウケンテクシジムショ 広島県登録設計株式会社一級建築士事務所		6 月 1 日
	所 在 地	変更前	広島県広島市中区基町88－88		令和 7 年
		変更後	〒 730 - 0011 電話番号 (082) 000 - 0000 広島県広島市中区基町99－99		6 月 1 日
登録申請者	法人名称 又は 個人氏名	変更前	有限会社太田川設計		令和 7 年
		変更後	(フリガナ) オオタガワセツケイ(カ) 太田川設計株式会社		6 月 1 日
	法人の代表者 ※氏名の変更を含む	変更前	広島 一郎		令和 7 年
		変更後	広島 太郎		6 月 1 日
	役 員	【 別 添 1 】 に 記 載 の と お り			
	所 在 地	変更前	広島県広島市中区国泰寺町00－00		令和 7 年
		変更後	〒 730 - 0011 広島県広島市中区八丁堀00－00		6 月 1 日
管理建築士	変更前	八丁堀 二郎		令和 7 年	
	変更後	立町 五郎		6 月 1 日	
	登録番号	☒ 一級・ ☐ 二級・ ☐ 木造 建築士 (知事登録) 第 000000 号			
	管理建築士講習を 修了した年月日	☒ 平成・ ☐ 令和 30 年 4 月 15 日	修了証番号	第 xxxxxxxxxxxx 号	
所属建築士		【 別 添 2 】 に 記 載 の と お り			

(記入事項)

- 該当する変更事項の変更内容を記入してください。
- ※印欄は、記入しないでください。
- 上記、届出者欄の開設者名称は、法人の場合は、法人名・代表者の役職名及び氏名を、個人の場合は、氏名をご記入下さい。

※審査

※受付印

作成担当者氏名: ●●● □□

部 署 名 : 総務課

電 話 番 号 : 082-000-0000

メールアドレス: xxxxx@yyyy.zzzz.co.jp

●建築士事務所登録事項変更届

●変更が生じた項目のみ記入してください

※役員変更、所属建築士変更は届出者欄を記入し、【別添 1】役員変更事項一覧表、【別添 2】所属建築士変更事項一覧表へ記入してください。

●変更内容によっては別途添付書類が必要となります。手引き及び添付書類早見表を確認し作成・提出をしてください。下記の書式についてはこのファイル内に揃えているので、該当する書類のタブ（エクセル画面下部に表示されています。）から選択してください。

- ・【別添 1】役員変更事項一覧表
- ・【別添 2】所属建築士変更事項一覧表
- ・略歴書
- ・誓約書
- ・管理建築士の専任に関する誓約書
- ・付近見取り図
- ・建築士事務所内部及び外部の写真

●建築士事務所登録事項変更届の提出が遅れた場合について

変更届の提出は、変更が生じた日から 14 日以内（所属建築士の変更は 3 ヶ月以内）に提出してください。

遅れた場合は始末書を添付してください。

ただし、法人において、商業登記全部事項証明書（履歴事項証明書）の添付が必要な変更について、法務局における商業登記事項の変更手続きの遅れに伴い、変更届の提出が遅れてしまう場合、申立書を添付してください。

（自社の都合により法務局への届出自体が遅れた場合は始末書を添付してください）

●令和 3 年 6 月 1 日より提出部数が 1 部に変更しました。

受付印を押印した控えがご入り用の場合は、変更届のコピー 1 部と返信用封筒（切手貼付・宛名記入済）をご準備ください。

役員変更事項一覧表

就任及び氏名変更をした役員				
ふりがな 氏 名 (変更前の氏名)	役職名	生年月日	性別	変更年月日及び 変更原因
ひろしま たろう 広島 太郎	代表取締役	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 45 年 12 月 31 日	☒ 男 ☐ 女	令和 7 年 6 月 1 日 ☐ 就任 ☐ 氏名変更
ふくやま さぶろう 福山 三郎	取締役	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 48 年 1 月 1 日	☐ 男 ☒ 女	令和 7 年 6 月 1 日 ☒ 就任 ☐ 氏名変更
こい はなこ 己斐 花子 (広島 花子)	取締役	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 63 年 10 月 1 日	☐ 男 ☐ 女	令和 7 年 6 月 1 日 ☐ 就任 ☒ 氏名変更
		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日	☐ 男 ☐ 女	令和 年 月 日 ☐ 就任 ☐ 氏名変更
		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日	☐ 男 ☐ 女	令和 年 月 日 ☐ 就任 ☐ 氏名変更
		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日	☐ 男 ☐ 女	令和 年 月 日 ☐ 就任 ☐ 氏名変更

退任・辞任等した役員		
ふりがな 氏 名	役職名	変更年月日及び 変更原因
ひろしま いちろう 広島 一郎	代表取締役	令和 7 年 5 月 31 日 ☐ 退任 ☐ 辞任 ☒ その他(取締役へ変更)
ふちゅう いちた 府中 一太	取締役	令和 7 年 5 月 31 日 ☒ 退任 ☐ 辞任 ☐ その他()
		令和 年 月 日 ☐ 退任 ☐ 辞任 ☐ その他()
		令和 年 月 日 ☐ 退任 ☐ 辞任 ☐ その他()
		令和 年 月 日 ☐ 退任 ☐ 辞任 ☐ その他()
		令和 年 月 日 ☐ 退任 ☐ 辞任 ☐ その他()

代表取締役を退任後、引き続き取締役现就任場合は【その他】へチェックを入れ、()内へ「取締役へ変更」と記入

〔記入注意〕

1 役員変更事項についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に✓を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(備考)

別紙 ☐ 有

●【別添1】役員変更事項一覧表

就退任等変更が生じた役員についてのみ記入してください。

●氏名

・登記事項証明書へ記載されているとおりに記入してください。

●性別

・該当するものにチェックをしてください。

●役名

・該当する役職名をリストから選択してください。

●生年月日

・生年月日を記入し、該当する年号へチェックをしてください。

●変更年月日

・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載のある就退任等の日付を記入してください。登記日ではありません。

◆役員について◆

登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載のある、代表権及び業務を執行する権利を持つ役員の変更について記入してください。

※建築士法第23条の2第3項において「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」の氏名を記入するよう定められています。

＜記入が必要な役員例＞

株式会社の場合:取締役(社外取締役を含む)、執行役

合名会社の場合:業務を執行する役員

一般社団法人及び一般財団法人の場合:理事

※法人の執行役員については、取締役、執行役に準ずる権限を与えられている場合のみ含めてください。

※支配人登記されている支店長等を法人の代表者とし登録を受けている場合は、支配人変更が生じた際に届出が必要です。(事務所登録を届け出ている支店以外の支配人は不要です。)

所 属 建 築 士 変 更 事 項 一 覧 表

新たに所属建築士となった者及び氏名変更をした建築士					
ふりがな 氏 名 (変更前の氏名)	一級、二級及 び及び木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名	構造、設備設計一 級建築士の別及び 登録番号	変更年月日 変更理由
みよし はじめ 三 次 一	一級建築士	第000000号		構造設計一級建築士 第0000号 設備設計一級建築士 第0000号	令和 7 年 6 月 1 日 ☒ 追加 ☐ 氏名変更
					令和 年 月 日 ☐ 追加 ☐ 氏名変更
					令和 年 月 日 ☐ 追加 ☐ 氏名変更
					令和 年 月 日 ☐ 追加 ☐ 氏名変更
					令和 年 月 日 ☐ 追加 ☐ 氏名変更

所属を外れた建築士					
ふりがな 氏 名	一級、二級及 び及び木造建 築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名	構造、設備設計一 級建築士の別及び 登録番号	変更年月日
ひろしま いちろう 広 島 一 郎	二級建築士	第00000号	広島県		令和 7 年 5 月 31 日
					令和 年 月 日
					令和 年 月 日
					令和 年 月 日
					令和 年 月 日

〔記入注意〕 1 所属建築士変更事項についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に
✓を付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

(備考) 別紙 ☐ 有

●【別添2】所属建築士変更事項一覧表

●氏名

・建築士免許証(免状型)又は建築士免許証明書(カード型)に記載されているとおりに記入してください。

●一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

・該当する資格区分をリストから選択してください。

●登録番号

・建築士登録番号を記入してください。

・二級建築士及び木造建築士で、北海道及び兵庫県で登録を受けている場合は、登録機関名、支庁名の記入を忘れないようにしてください。〔(例)阪神XXXX 等〕

●登録を受けた都道府県名

・二級建築士及び木造建築士の方のみ、登録を受けた都道府県名をリストから選択してください。

・本籍地ではありません。

●構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨

・該当する資格区分をリストから選択してください。

●構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号

・該当する資格の交付番号を記入してください。

※管理建築士の変更時の所属建築士変更手続きについて

・就任時

管理建築士に就任する日より以前に所属建築士名簿に登録されていない場合は、併せて【所属建築士変更事項一覧表】の＜新たに所属建築士となった者及び氏名変更をした建築士＞欄へも記入し、

二級建築士及び木造建築士の場合は、資格区分にチェックを入れると登録を受けた都道府県名欄がオレンジ色で塗りつぶされます。

一級、二級及び 及び木造建築士 の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名	構造 建築
二級建築士			
木造建築士			

このセルを選択すると右側に▼のボタンが表示されるので、クリックプルダウンリストより登録を受けた都道府県名を選択してください。

登録を受けた 都道府県名	構造、 建築士
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
茨城県	

都道府県名を選択後、セルの塗りつぶしは自動的に解除されます。

添付書類（ロ）

登録申請者

略 歴 書

☒ 登録申請者
☐ 管理建築士

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
 2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな 氏 名	ひろしま たろう 広島 太郎		性 別 ☒ 男 ☐ 女	生 年 月 日 35年 5月 26日	☐ 大正・ ☒ 昭和 ☐ 平成・ ☐ 令和
建築士の資格	一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ なし ☒	登録番号	建築士の資格を保有している場合は級別に「 ☒ 」チェックを入れ、登録番号を記入してください。 受けた都道府県名 又は木造建築士の場合)		
学 歴	年 月 日 昭和53年3月31日	学 校 名 及 び 学 部 科 室 △△大学経済学部経済学科	最終学歴を記入してください。 (中学・高校・大学・専門学校等)		
職 歴	期 間 年 月 ～ 年 月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名		
	平成26年4月～ 現在に至る	広島県登録設計株式会社	代表取締役		
	平成24年4月～ 平成26年3月	同上	取締役		
	平成16年9月～ 平成24年3月	同上	営業部長		
	平成7年9月～ 平成16年8月	同上	営業課長		
	昭和61年10月～ 平成7年8月	同上	営業担当		
	昭和53年4月～ 昭和61年9月	株式会社〇〇	営業担当		

最終学歴から登録申請時(新規・更新とも)までの職歴を、最近のものからすべて記入してください。
 どこにも勤務していない期間は、自営・無職等実態に即して空白期間の内容に記入してください。

管理建築士

略 歴 書

☐ 登録申請者
☒ 管理建築士

該当する建築士級別に「☒」を記入してください。
 チェックを入れ、登録番号を記入してください。
 〇は自営と記入してください。

氏 名		ち ごろう		性 別	生 年 月 日	☐ 大正・ ☒ 昭和 ☐ 平成・ ☐ 令和 48年 12月 16日
建築士の資格	一級建築士	☒	登録番号	000000	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	二級建築士	☐				
	木造建築士	☐				
	なし	☐				
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科			別	
	昭和61年3月31日	〇〇大学工学部建築学科			卒業	
職 歴	期 間 年 月 ～ 年 月	勤 務 先			地 位 ・ 職 名	
	令和3年6月～ 現在に至る	広島県登録設計株式会社			管理建築士・設計部長	
	平成8年4月～ 平成23年8月	同上			所員	
	平成3年3月～ 平成8年3月	〇〇建築設計事務所			所員	
	平成2年11月～ 平成3年2月	無職				
	平成元年4月～ 平成2年10月	△△株式会社			所員	

最終学歴を記入してください。
 (中学・高校・大学・専門学校等)

最終学歴から登録申請時(新規・更新とも)までの職歴を、最近のものからすべて記入してください。
 どこにも勤務していない期間は、自営・無職等実態に即して空白期間の内容に記入してください。

●略歴書

●この書類の添付が必要な変更

- ・登録申請者（法人代表者）の変更
- ・管理建築士の変更

●新たに就任した代表者、管理建築士について記入してください。

※学歴欄は、最終学歴を記入してください。

※職歴欄は、最終学歴後から現在までを空白期間なく記入してください。

他業種に就いていた場合、無職の場合も記入が必要です。

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 7 年 6 月 1 日

広島県登録設計株式会社

登録申請者の
氏名又は名称

代表取締役 広島 太郎

広島県指定事務所登録機関
一般社団法人 広島県建築士事務所協会会長 様

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

- 〔記入注意〕(1) 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

管理建築士の専任に関する誓約書

日付は誓約書を記入した日を記入してください。

新任管理建築士の現住所(自宅住所)、氏名を記入してください。

私は、このたび **広島県登録設計株式会社一級建築士事務所**

の ☐ 新規
☐ 更新
☒ 変更

登録にあたり、管理建築士となることを誓約いたします。

令和 **7** 年 **6** 月 **1** 日

住 所 **広島県安芸郡〇〇〇△△□□**

氏 名 **立町 五郎**

●管理建築士の専任に関する誓約書

●この書類の添付が必要な変更

・管理建築士の変更

日付は誓約書を記入した日を記入してください。

新任管理建築士の現住所(自宅住所)、氏名を記入してください。

建築士事務所の付近見取図

			※経由先		
建築士事務所	名 称	広島県登録設計株式会社一級建築士事務所	※登録	平成 令和	年 月 日
	所在地	〒 730 — 0011 広島県広島市中区基町 99-99 (電話 082 — 000 — 0000 ・ F A X 082 — 000 — 0000)		() 第	号
移転後の建築士事務所の所在地を上記欄内へ記入し、地名及びわかりやすい建築物などと併記して、案内図の形式で作成してください。 住宅地図などの貼付でもかまいませんが、所在地が分かるように					

(注) ※印のある欄は記入しないでください。

●建築士事務所の付近見取図

●この書類の添付が必要な変更

・建築士事務所の所在地変更

●移転後の事務所の所在地を、地名及びわかりやすい建築物等と併記して、案内図の形式で作成してください。

住宅地図等の貼付でもかまいませんが、所在地がわかるようにしておいてください。

※印の欄はなにも記入しないで下さい。

建築士事務所の内部及び外部の写真

建築士事務所名称	広島県登録設計株式会社一級建築士事務所
内部 (CADを使用するパソコン 又は製図台が写った室内 全景)	写 真 貼 付
建築士事務所名称を記入し、移転後の事務所の各写真を貼付してください。	
外部① (建築士法第24条の5で 規定されている建築士事 務所登録標識を掲示して いる箇所) ※新規登録申請の場合 は標識掲示予定場所を 写すこと。	写 真 貼 付
外部② (建築士法第24条の5で規 定されている建築士事務 所登録標識) ※記載文字が識別できる よう大きく写すこと。 ※更新の場合のみ	写 真 貼 付

●建築士事務所の内部及び外部の写真

●この書類の添付が必要な変更

- ・建築士事務所の所在地変更

●移転後の事務所の内部及び外部の写真を撮影し、枠内に貼り付けて提出

内部:「製図台又はCADを使用するパソコン」が写った室内写真

外部:新規の場合は、規定の標識を掲げる予定の場所を写したもの

更新の場合は、標識の文字がはっきり見えるように写したものと、どこに掲示しているのかがわかるもの

建築士事務所の標識の掲示について(建築士法第24条の5、同法施行規則第22条)

建築士事務所の開設者には、公衆の見やすい場所に標識を掲示することが建築士法により義務づけられています。

“公衆の見やすい場所”とは、建築士事務所に業務を依頼しようとする者などが自由に入出りできる場所から見える位置をさします(事務室内よりも事務所の玄関などの方が適当です。)。

この標識により、公衆は登録の有無、登録番号を知ることができます。

なお、様式については建築士法施行規則で定められています。